

募集!

保護飼養ボランティア

保護した傷病鳥獣の中には、けがなどにより、野生復帰までに長期のリハビリが必要な鳥獣が多くいます。

そのため、野生の鳥獣を大切にしようという意識を高めるとともに、傷病野生鳥獣を野生復帰させることを目的として飼育を行う「保護飼養ボランティア」を募集します。

*天然記念物などの希少種や危険な野生鳥獣はボランティアへの飼育依頼対象とはなりません。



ボランティアには親身になって看護・飼養してくれる方が適しています。

条件

保護飼養ボランティアの申し込みは、傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア申込書を提出し、次の基準を満たす者として知事が認めた方(個人、企業、学校など)を対象としています。

- (1) 傷病野生鳥獣が回復し野生復帰できるまで、責任をもって保護飼養できる意志および能力があること。
- (2) 十分な収容施設・設備があること。
- (3) 近隣住民等とトラブル等を生じるおそれがないこと。
- (4) 当該鳥獣を、第三者に譲り渡さないこと。
- (5) 満20歳以上であること。
- (6) 保護飼養中の必要経費を自己負担できること。